

犬の登録と 狂犬病予防注射



平成19年度の犬の登録と狂犬病予防集合注射を次のとおり実施します。

登録・注射の対象は、生後3ヶ月以上の犬です。また、新しく犬を飼われた方は必ず登録をしてください。

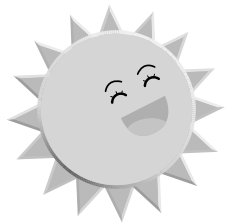
なお、狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。

集合注射費用 3,000円

※登録を済ませていない場合、登録手数料として別途**3,000円**必要となります。

月日	実施時間	実施場所
4月 21日(土)	9:30～10:30	春富集会センター
	11:00～12:00	中十町農業研修施設
	13:30～15:00	JAたまな 神尾支所
4月 22日(日)	9:30～10:30	大田黒 旧宮本商店前
	11:00～12:00	中和仁 旧松尾商店前
	13:30～15:00	和木町役場支所裏 多目的広場
5月 19日(土)	9:00～10:30	内田公民館
	11:00～12:00	前原公民館
	13:30～15:30	用木公民館
5月 20日(日)	9:00～10:30	本村公民館
	11:00～12:00	竜門公民館
	13:30～15:30	中央公民館(旧菊水町公民館)

- ・今年度から注射会場を変更(減少)しています。
 - ・会場へは必ず犬を押さえることができる方がお連れください。
 - ・上記以外にも10月頃に「もれ分の集合注射(菊水・三加和1ヶ所ずつ)」及び11月頃に「獣医師の巡回による予防注射(注射料の他に別途巡回料金が必要)」を実施予定です。
- 問い合わせ先**
- 本庁 税務住民課生活環境係
内線 511
総合支所 税務住民課生活環境係
内線 754



INFORMATION

熊本県では、家庭及び地域における児童養育の支援を目的として「こども110番」電話相談事業を行っています。子どもに関する相談について、専任の電話相談員が応じます。悩みを抱えたお子さん自身、またはお子さんのことについてお悩みの方、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。また、4月から電話相談の時間が変更になりました。

専用電話
☎096・382・1110

利用時間
月～土曜日 午前9時から午後4時まで(日、祝日、年末年始を除きます)

問い合わせ先
熊本県福祉総合相談所
☎096・381・4451

熊本県手話奉仕員養成事業 手話講習会

●財団法人熊本県ろう者福祉協会

聴覚障害者の社会参加及び自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う「手話通訳者」を養成することを目的に手話講習会を実施します。

講習内容

①「入門過程を15日30時間」と「基礎課程を25日50時間」及び「テスト1回2時間」「開講式2時間」を行います。

②「基礎課程」を受講する条件は、「入門課程」を修了した方に限ります。

受講資格
高等学校卒業以上の学力を有し手話通訳者を目指す方で、修了後

手話通訳活動が可能なる方。

受講料
無料(ただし、テキスト代3,000円程度は受講者の自己負担となります)

会場
▼荒尾会場 荒尾市ふれあい福祉センター

入門課程
平成19年4月16日～8月6日

基礎課程
平成19年8月20日～平成20年3月31日

毎週月曜日 午後6時30分～8時30分

定員
入門40名 基礎30名

会場
▼玉名会場 玉名市文化センター

入門課程
平成19年4月19日～8月2日

基礎課程
平成19年9月6日～平成20年3月27日

毎週木曜日 午後6時45分～8時45分

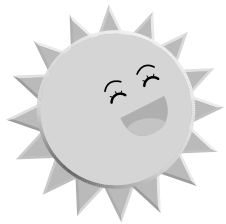
定員
入門40名 基礎30名

申し込み方法
入門課程開始日に、それぞれ受講される会場で直接申し込みを行います。(事前の申し込みは行いません)

※定員オーバーした場合は、受付を締め切る場合があります。

問い合わせ先
財団法人熊本県ろう者福祉協会
☎096・383・5587

INFORMATION



INFORMATION

点)までの日本国籍を持つ方

募集人数
約1,400人

募集職種
農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の8部門、約120職種

派遣国
アジア、アフリカ、中南米、大洋州、中近東、約80カ国

派遣期間
原則2年間

待遇等
JICAの規程に基づき、往復旅費、現地生活費、住居費、国内積立金等を支給

「シニア海外ボランティア」

応募期間
4月10日(火)～5月25日(金)

応募資格
満40歳から満69歳(募集締切日時点)までの日本国籍を持つ方

募集人員
約500人

募集分野
計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野

派遣国
アジア、アフリカ、中南米、中近東、大洋州の約50カ国

1年間または2年間

待遇等
JICAの規程に基づき、往復旅費、現地生活費、住居費、国内積立金(65歳未満)等を支給

「体験談&説明会」
募集期間中、全国各地で「体験談&説明会」を開催します。応募資料の配布、活動紹介のビデオ上映、概要説明、実際に参加したOB・OGの体験談発表、個別応募相談等を行います。

とき・ところ
▼青年海外協力隊
4月21日(土)・5月7日(月)
いずれも午後6時30分～8時45分
熊本市国際交流会館

▼シニア海外ボランティア
4月24日(火)
午後6時30分～8時30分
熊本市国際交流会館

問い合わせ先
独立行政法人 国際協力機構九州国際センター
☎093・671・8349
(財)熊本市国際交流振興事業団
☎096・359・2130
JICAホームページ
<http://www.jica.go.jp>

電話相談「こども110番」をご利用ください

●熊本県福祉総合相談所

2009年 始まる裁判員制度

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

熊本県内では、選挙権のある約830人に1人の方に「裁判員候補者」として裁判所に来ってもらうことになります。

実際に、裁判員に選ばれたら、次のような仕事をしてもらうことになります。

- ①裁判に参加し、裁判を行います。
裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の審理(公判)に出席します。
- ②評議・評決を行います。
証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするかを裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)ことになります。
議論を尽くしても、全員の意見が一致しなかった場合は、多数決により行われます。ただし、その多数意見には裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。
- ③判決
評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を言い渡します。
判決の言い渡しにより、裁判員としての仕事は終了します。

裁判員や裁判員候補者に選ばれたときは、国民の代表としてご協力をお願いします。

問い合わせ先
熊本地方裁判所総務課 ☎096・325・2121 内線522



INFORMATION